平成２１年（フ）第４１１５号
大阪府交野市妙見坂６丁目16番６号
債務者　唄　　都代
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１４５号
大阪府池田市伏尾町14番地の２―803号
債務者　宇久　リサ
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２１９号
大阪市阿倍野区長池町２番９―203号
債務者　伊原　昭人
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２２４号
大阪府八尾市東山本町６丁目９番34―201号
債務者　茂幾　あや
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２３７号
大阪府池田市上池田２丁目３番１―101号
債務者　藤澤　秀樹
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２４０号
大阪府茨木市五十鈴町17番50号
債務者　藤田　　博
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２５１号
大阪府箕面市小野原東２丁目２番21―102号
債務者　長束　　忍（旧姓辻本）
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２５２号
大阪府箕面市小野原東２丁目２番21―102号
債務者　長束　秀信（旧姓辻本）
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３０７号
大阪府寝屋川市春日町30番６号
債務者　東野　浩司
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３３１号
大阪府高槻市登町43番１号
債務者　松木フサヱ
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３３６号
大阪市此花区酉島１丁目11番３―105号
債務者　小林　貞雄
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３４２号
大阪府守口市八雲中町１丁目10番３―508号
債務者　関東　英洋
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３４５号
大阪府東大阪市三島３丁目18番39号
債務者　髙見　　博
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３４７号
大阪市淀川区木川西１丁目２番５―209号
債務者　廣橋　真子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３４９号
大阪府枚方市御殿山南町３番57―401号
債務者　川上　　勝
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３５７号
大阪市城東区諏訪４丁目15番28号　エスタシオンカーサ101号
債務者　糸井　将悟
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３５８号
大阪市城東区諏訪４丁目15番28号　エスタシオンカーサ101号
債務者　糸井　理恵（旧姓大田）
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３７１号
大阪市住吉区遠里小野１―12―27　レオパレス住吉壱番館207号室、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋１丁目26番28号
債務者　金杉　芳廣
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３８１号
大阪府寝屋川市上神田２丁目９番９号
債務者　中山　君子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部